

○守谷市デマンド乗合交通利用規程

令和2年4月1日

(適用範囲)

第1条 守谷市地域公共交通活性化協議会（以下、「当協議会」）の運営する、守谷市デマンド乗合交通運送事業に関する運送契約は、この利用規程の定めるところにより、この利用規程に定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般の慣習による。

2 当協議会がこの利用規程の趣旨及び法令に反しない範囲で、この利用規程の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約による。

(係員の指示)

第2条 利用者は、当協議会の運転者その他の係員が運送の安全確保のために行う職務上の指示に従わなくてはならない。

(利用予約)

第3条 利用者は、守谷市デマンド乗合交通を利用する場合は、予約センターで予約を取らなければならない。

2 利用予約は、希望日の3運行日前から運行の1時間前までとする。ただし、希望日当日の午前8時から午前9時30分までの運行は、前運行日までの予約とする。

3 利用者は、車いすやシルバーカーを持ち込む場合は、予約時に申し出なければならない。ただし、トランクルームに収容可能な折りたたみのできるものに限る。

4 利用予約後に、利用者の都合により利用予約を取り消す場合は、予約時間の30分前までに予約センターへ連絡をしなければならない。ただし、午前8時から午前9時までの利用予約を取り消す場合は、前運行日までの連絡とする。

5 利用者は、前項の規定内であっても、みだりに利用予約の取り消しを行わないこと。

(利用予約の停止)

第4条 当協議会は、利用者が前条第4項の規定を順守しないとき、または第6条第3号から第13号に該当するとき、当該利用者に対し、1箇月間の利用予約の停止措置を取ることができる。

2 前項における利用予約の停止措置の基準は、1箇月間において、前条第4項の規定を順守しなかった回数、および第6条第3号から第13号に該当した回数の合計が3以上である場合に適用する。

3 当協議会は、利用予約の停止措置を受けた利用者に対し、その旨を通知する。

(運送の引受け)

第5条 当協議会は、次条の規定により、運送の引受け又は継続を拒絶する場合を除いて、利用者の運送を引き受ける。

(運送の引受け及び継続の拒絶)

第6条 当協議会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがある。

- (1) 当該運送の申込みが予約センターでの予約によらないものであるとき。
- (2) 当該運送に適する設備がないとき。
- (3) 当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められたとき。
- (4) 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良な風俗に反するものであるとき。
- (5) 利用者が乗務員の旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年8月1日運輸省令第44号、以下「運輸規則」）の規定に基づいて行う措置に従わないとき。
- (6) 利用者が、運輸規則の規定により持ち込みを禁止された物品を携帯しているとき。
- (7) 前号に掲げるもののほか、他の座席をふさぐような大きな荷物や長尺物を携帯しているとき。ただし、予約時に申し出たトランクルームに収容可能な折りたたみのできる車いすやシルバーカーを除く。
- (8) 利用者が飲酒している状態であるとき。
- (9) 利用者が車内で喫煙しているとき。または喫煙しようとしているとき。
- (10) 利用者が、車内を汚染する恐れがある不潔な服装をしているとき。また、その他衛生上の問題があるとき。
- (11) 利用者が付添人を伴わず、一人での乗降、座席の移動、荷物等の積込みが困難な方であるとき。
- (12) 利用者が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号）による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（これらの患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見のある者であるとき。
- (13) 利用者が、運行に支障をきたす行為を行ったとき。
- (14) 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき。

(料金)

第7条 当協議会が収受する料金は、利用者の乗車時において、地方運輸局長の認可を受け、又は地方運輸局長に届出をして実施しているものによる。

- 2 前項の運賃及び料金は、守谷市デマンド乗合交通運行計画によるものとする。ただし、守谷市高齢者運転免許自主返納事業において交付された、守谷市デマンド乗合交通利用券については、料金に代わり、本人に限り1乗車につき1枚で利用することができる。また、同事業において交付された、守谷市モコバス・デマンド乗合交通共通利用券については、料金に代わり、本人に限り運賃相当分を利用することができる。

(料金の収受)

第8条 当協議会は、利用者の乗車の際に料金の支払いを求めるものとする。

2 前項の料金収受の際、領収書の発行は行わないものとする。

(利用者に対する責任)

第9条 当協議会から運行委託を受けた事業者は、自社の自動車の運行によって、利用者の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じる。ただし、当協議会から運行委託を受けた事業者及び当協議会から運行委託を受けた事業者の係員が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、当該利用者又は当協議会から運行委託を受けた事業者の係員以外の第三者に故意又は過失があったこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったことを証明したときは、この限りではない。

2 前項の場合において、当協議会から運行委託を受けた事業者の利用者に対する責任は、利用者の乗車のときに始まり、下車をもって終わるものとする。

第10条 当協議会から運行委託を受けた事業者は、前条によるほか、その運送に関し利用者が受けた損害を賠償する責に任じる。ただし、当協議会から運行委託を受けた事業者及び当協議会から運行委託を受けた事業者の係員が運送に関し注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではない。

第11条 当協議会から運行委託を受けた事業者は、天災その他当協議会の責に帰することができない事由により、輸送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって利用者が受けた損害を賠償する責に応じない。

(利用者の責任)

第12条 当協議会から運行委託を受けた事業者は、利用者の故意若しくは過失により又は利用者が法令若しくはこの利用規程を守らないことにより当協議会から運行委託を受けた事業者が損害を受けたときは、その利用者に対し、その損害賠償を求めるものとする。

(利用者登録の取消)

第13条 当協議会は、利用者がこの利用規程を順守しないときは、当該利用者の利用者登録を取り消すことができる。

附 則

この規則は、令和2年4月1日より適用する。

附 則

この規則は、令和4年3月1日より適用する。

附 則

この規則は、令和6年2月1日より適用する。